

カナダ・ローソサエティ連合会

2014年7月4日

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目1-3

日本弁護士連合会

会長 村越 進 殿

件名：コメント要請・日本における弁護士依頼者秘匿特権

村越会長殿

当職は、日本の公正取引委員会による弁護士依頼者間秘匿特権（カナダにおいては、ソリシター依頼者間秘匿特権として知られるものです）の検討に関する貴職からの先般の書簡に対して、本書を記すものです。当職は、我が会に代わって、貴職が我が会のコメントを同委員会に提出するようお願いいたします。

カナダにおいて、ソリシター依頼者間秘匿特権は、依頼者と弁護士の間秘密性のあるコミュニケーションが法的手続の過程で開示されてしまうことから保護する、証拠規則として始まりました。しかしながら、この権利は、「権利と自由のカナダ憲章」第7条の下で保護される基本的正義の原則の一つへと発展してきました¹。カナダ最高裁判所は、この権利について、何か適切な司法運営を妨げるものとする見方とは全く異なり、過去20年の間の一連の事件における判断として、カナダの司法制度が適切に機能するために不可欠の権利であると判示しています。

同裁判所がソリシター依頼者間秘密特権をこのように扱う基礎となっているのは、助言を求める依頼者が、明確に定義された例外の場合を除き、その弁護士に対して、彼らのコミュニケーションは依頼者の同意があった場合にのみ開示できるということを知りながら、率直に話をするのが不可欠である、という信念です。このような自由で率直なコミュニケーションは、依頼者が可能な限りの最善の法的助言を得るために必要なのです。

¹ Lavallee, Rackel & Heintz v. Canada (Attorney General); White, Ottenheimer & Baker v. Canada (Attorney General); R. v. Fink, 2002 SCC 61(CanLII).

最高裁判所は、「ソリシター依頼者関係の秘密性を保持することの高い公益性により」ソリシター依頼者間秘密特権は、できる限り絶対的なものに近いままにしなければならない、と判示しています²。同裁判所は、この権利は、2つの狭い例外に服するものと判示しています。それは、公共の安全と、十分な告知を受けて答弁と弁護を行う権利です³。秘匿特権に対しては、法律で規定された例外もあるかもしれませんが、しかし、最高裁判所が「Blood Tribe」事件において判示したように、「この秘匿特権を“貫通する”（否認する）ためには、規制者やその他の法定された公務員がそうすることを許容する明文の文言が必要である。…文書の提出を規律する開かれた書きぶりの文言は、ソリシター依頼者間文書を含まないものと解される。」⁴

カナダにおいて、ソリシター依頼者間秘匿特権は、情報開示から保護する防護の盾としても、また、例えば法律を無効にする根拠たる剣としても使われ得ます⁵。また、付け加えれば、政府内の弁護士とその依頼者たる政府各省庁・政府機関との間のコミュニケーションにも、この権利は同様に適用されるものです⁶。

当職は、カナダにおけるソリシター依頼者間秘匿特権の扱いに関する以上の概要が、貴職の求める情報を提供するものとなっていることを願います。

敬具

(署名)

会長

王室顧問弁護士 (Q.C.)

マリ＝クロード・ベランガー＝リチャード (Marié-Claude Bélanger-Richard)

² Ontario (Public Safety and Security) v. Criminal Lawyers' Association, 2010 SCC 23 (CanLII) パラグラフ 54。また、上記注 1 の Lavallee 事件及び Canada (Privacy Commissioner) v. Blood Tribe Department of Health, 2008 SCC 44 (CanLII) パラグラフ 10-11 も参照。

³ 上記注 2 の Criminal Lawyers' Association 事件パラグラフ 54。

⁴ 上記注 2 のパラグラフ 2 及び 11。

⁵ 例えば、上記注 1 の Lavallee 事件参照。

⁶ Pritchard v. Ontario (Human Rights Commission), 2004 SCC 31(CanLII).